

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う

令和4年度分の後期高齢者医療保険料の減免について

【保険料の減免の対象となる方】

- ① 新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡し、又は重篤な傷病を負った世帯の方
⇒ **保険料を全額免除**
- ② 新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の令和4年中の収入減少が見込まれる世帯の方で、次の枠内の(1)～(3)の全てに該当する方
⇒ **保険料の一部を減額**

【保険料が一部減免される具体的な要件】

世帯主が次の(1)～(3)の全てに該当すること

- (1) 給与収入・事業収入・不動産収入・山林収入のうち、収入の種類ごとにみた令和4年の収入のいずれかが、**令和3年に比べて10分の3以上減少する見込み**であること

※減少が見込まれる収入にかかる令和3年の所得額が0円以下の方は減免の対象となりません。

- (2) **令和3年の所得の合計額が1,000万円以下**であること

- (3) 収入減少が見込まれる種類の所得以外の令和3年の所得の合計額が**400万円以下**であること

保険料の減免額 は、**減免対象の保険料額 (A×B/C) に、令和3年の所得の合計額に応じた減免割合 (D) をかけた金額**です。

減免対象の保険料額 (A×B/C)

A：令和4年度分の保険料額で、普通徴収納期限（年金天引きの場合には年金の支払日）が令和4年4月1日から令和5年3月31日までに設定されている保険料

B：世帯の主たる生計維持者の減少が見込まれる収入にかかる令和3年の所得の合計額

C：世帯の令和3年の所得の合計額 (※)

(※) 世帯の主たる生計維持者及び世帯の被保険者全員の合計額

所得の合計額に応じた減免割合 (D※)

世帯の主たる生計維持者の令和3年における所得の合計額について、

300万円以下の場合	：	全部 (10分の10)
400万円以下の場合	：	10分の8
550万円以下の場合	：	10分の6
750万円以下の場合	：	10分の4
1,000万円以下の場合	：	10分の2

※事業等の廃止・失業の場合には上記所得にかかわらず全部

裏面もご確認ください

減免の申請方法

申請書及び添付書類を蕨市役所医療保険課へ納期限までに下記提出先にご提出ください。原則、郵送での提出をお願いいたします。期限内に申請することが困難な場合はご相談ください。

減免申請に必要な書類

- ①申請書：市ホームページにて印刷できます。また、蕨市役所医療保険課窓口でも配布しています。
- ②添付書類：申請事由によって提出いただく書類が異なります。

申請事由	申請に必要な主な書類
死亡	医師による死亡診断書、診断書、証明書等
重篤な傷病	医師による診断書、証明書等（1か月以上の入院や人工心肺等の治療を要したことが確認できるもの）
収入減少等	① 収入減少等の確認 令和3年分の収入が確認できる書類と、令和4年中の申請時点までの収入がわかる書類と申請以降の収入見込みの根拠資料 確定申告書・収支内訳書（控）、帳簿、売上台帳、源泉徴収票、給与明細書、通帳等 ② 事業廃止等（給与所得者以外）の場合 廃業届、登記簿謄本等 ③ 失業（給与所得者）の場合 離職証明書、解雇通知、雇用保険受給資格者証等

令和3年度分の保険料減免について

令和3年度分の保険料であって、令和4年3月に後期高齢者医療制度に加入したことなどにより、令和4年4月以降に納期限が設定されているものも減免の対象になります。その際は、令和3年中の収入と令和2年中の収入を比較し審査を行います。その他の要件は令和4年度と同様です。

※収入減少等の事由による申請の場合には、令和2年及び令和3年中の収入が確認できる書類が必要です。

<提出先・問合わせ先>

〒335-0004 蕨市中央4-21-29 仮庁舎（市民会館）4階 402室

蕨市役所医療保険課 長寿医療係（☎048-433-7503）